



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和7年12月9日
盛岡地方気象台

令和7年12月8日23時15分頃の青森県東方沖の地震 に伴う大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

令和7年12月8日23時15分頃の青森県東方沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった岩手県の市町村について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

令和7年12月8日23時15分頃の青森県東方沖で発生した地震により、岩手県では、軽米町、一戸町で震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域については、当分の間、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、以下のとおり通常の基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

【通常基準の8割で運用する市町村】

軽米町、一戸町

なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※ <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問い合わせ先：盛岡地方気象台 土砂災害気象官 上澤
電話 019-622-7870



通常基準を暫定的に運用する市町村（岩手県）



■ 大雨警報・注意報（土砂災害）の基準を通常の8割で運用する市町村